

生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設について

改正概要

適用 産業競争力強化法の施行日から適用

平成 26 年 1 月 20 日

適用期間 3 年間（平成 28 年度末まで）

対象設備

旧モデルと比べて年平均 1 % 以上生産性を向上させる最新モデル

対象 機械・装置（限定なし）

耐用年数省令で定める機械・装置

総合工事業用設備（ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式
作業用機械設備、その他の建設工業用設備）

建設作業用クレーンはここに含まれると考えられる。

確認機関の（一社）日本建設機械工業会もそのような認識をしている。

確認方法

各設備を担当する工業会が、メーカーから申請を受けて確認

税制措置 別表のとおり

- 先端設備導入、生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備投資を、**即時償却**又は**5%税額控除**という、異次元の優遇措置で支援。
- 製造業のみならず、物流・流通サービス業をはじめとする**非製造業**も活用可能。
- 法律上の**計画認定を要しない**簡便な手続き。産業競争力強化法の施行日から**前倒し適用**。
⇒本税制等の措置を活用し、今後3年間で、設備投資を、リーマンショック前の年間70兆円に回復させる。

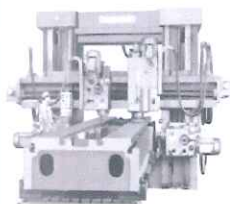
改正概要 【適用期間:3年間(平成28年度末まで)】

※産業競争力強化法の施行日から適用

対象設備

A. 先端設備

○旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル



<対象>

◆機械・装置(限定なし)

◆器具・備品

(試験・測定機器、冷凍器付陳列ケース、サーバー(*)など)

◆建物関連(ボイラー、LED照明、断熱材・断熱窓など)、

◆稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア(*)

※サーバーとソフトウェアは中小企業のみ

◆工具(ロール)



<確認方法>

各設備を担当する工業会等が、メーカーから申請を受けて確認

B. 生産ラインやオペレーションの刷新・改善

○事業者が通常作成する設備投資計画上の**投資収益率が15%以上**

(中小企業は5%以上)

※個々の設備等は、生産性向上・最新モデル要件を満たす必要なし

<対象>機械・装置、工具、器具備品、ソフトウェア、
建物、建物附属設備及び構築物

<確認方法>申請者が作成する簡素な設備投資計画を、
会計士又は税理士がチェックし、経産局が確認。



税制措置

(注)産業競争力強化法施行日から適用

	H25 年度中 (注)	H26 年度	H27 年度	H28 年度
特別 償却	即時	即時	即時	50% 特償
(うち建物、 構築物)	即時	即時	即時	25% 特償
税額 控除	5%	5%	5%	4%
(うち建物、 構築物)	3%	3%	3%	2%

※ 産業競争力強化法の省令において対象設備の基準を定める。